

青森県青少年健全育成条例 面会要求・自画撮り要求関係部分

改正文案【A案】

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノの提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

第三十條 （第一項略）

二 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十二條の三の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者は、三十万円以下の罰金に処する。

改正文案【B案】

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、

又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、

児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第三十條 （第一項略）

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為